

**長野市電気自動車用急速充電器設置運営事業  
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 プロポーザルの趣旨**

本市は、「第三次長野市環境基本計画」において、脱炭素社会の構築を基本目標に掲げ、電気自動車の普及を推進しており、電気自動車の利用環境を整備するため、道の駅長野市大岡特産センターに電気自動車用急速充電設備を設置する。

この要領は、電気自動車用急速充電器の設置運営を行う事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

**2 設置の条件**

別紙「長野市電気自動車用急速充電器設置運営事業仕様書」参照

**3 実施スケジュール**

実施スケジュールは以下のとおりとする。なお、スケジュールは必要に応じて変更する場合がある。

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| (1) 実施の公告            | 令和7年11月25日（火）       |
| (2) 質疑の受付            | 令和7年12月5日（金）まで      |
| (3) 質疑に対する回答         | 令和7年12月10日（水）まで     |
| (4) 参加申請書及び企画提案書の受付  | 令和7年12月19日（金）午後5時まで |
| (5) 参加申請書及び企画提案書の審査  | 令和8年1月上旬            |
| (6) 優先交渉権者の決定        | 令和8年1月中旬            |
| (7) 仕様の協議及び事業に係る協定締結 | 令和8年2月中旬（予定）        |

**4 応募の条件**

本プロポーザルの参加資格として、以下の要件をすべて満たす者（二以上の者の連帯によって結成される共同企業体方式による場合はすべての者）とする。

(1) 一般的事項

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

②長野市物品・製造等競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、優先交渉権者となった場合は、契約の締結前に同名簿への登載ができること。なお、契約において維持管理業務を維持管理者に行わせる場合には、維持管理者も上記登録が必要となる。

③長野市建設工事等入札参加者指名停止等措置基準（昭和60年5月1日制定）及び長野市物品等入札参加者指名停止等措置基準（平成18年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- ④会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをされた者（更生手続又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - ⑤市税その他市に納付すべき使用料、手数料等を滞納していないこと。
  - ⑥長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - ⑦経営内容等から、業務の履行に支障がなく、業務を履行するにふさわしい十分な知識、経験、技術を備えており、かつ事業目的の達成、事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。
  - ⑧共同企業体により参加する場合において、同時に 2 以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
- (2) 本事業の遂行のために必要な事項
- 国（公団を含む。）又は地方公共団体の施設に本業務と種類をほぼ同じくする電気自動車用急速充電設備を設置し、誠実に運営した（1 年以上の運営）実績を有していること。
- (3) 一企業一提案
- 一の応募者につき 1 件の応募提案に限り、複数の応募提案は認めない。また、一の企業が複数の応募者への参加を通じて 2 件以上の応募提案をすることも認めない。

## 5 応募に関する質問

質疑及び回答は次のとおりとする。なお、説明会を開催しないことから、疑問点等は以下のとおり問い合わせること。

### (1) 受付方法

本プロポーザルの実施（本実施要領及び仕様書の内容）に関する質問については、質問書（任意様式）を電子メールに添付し「11 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。

### (2) 受付期間

令和 7 年12月 5 日（金）午後 5 時まで

### (3) 回答方法

質問内容と合わせて、質問者名等を伏せて、市ホームページにおいて公表する。

### (4) 回答日

令和 7 年12月10日（水）まで

### (5) その他

- ①電話並びに口頭による質問、指定の様式によらない質問書及び受付期間を過ぎた質問書は受け付けない。
- ②共同企業体の場合は、代表者からのみ質問を受け付ける。
- ③質問書の内容について不明な点等がある場合は、質問者に対し事務局から電話等で確認を行う。

- ④現地確認を希望する場合は、「11 提出先・問い合わせ先」に現地確認を希望する旨の連絡をすること。

## 6 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を、電子メール又は郵送で提出すること。電子メールの場合は、到着確認のため、「11 提出先・問い合わせ先」まで電話連絡すること。郵送の場合は、本市への到着が証明できる書留等によるものとし、受付期間内に到達したものを有効とする。

なお、参加申込書を提出した場合であっても、「3 実施スケジュール(6)優先交渉権者の決定」があるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加申請書（様式1）
- ②事業所概要調書（様式2）
- ③共同企業体協定書（様式3）※1・※2
- ④登記事項証明書（商業・法人登記）
- ⑤市町村税の滞納がないことを証明する書類（写し可）※3
- ⑥設置するEV充電設備の資料（カタログ等）
- ⑦企画提案書

※1 電子メールの場合は、押印したものをPDF形式で送信すること

※2 共同参加申請をする場合のみ

※3 該当する場合のみ

### (2) 提出期限

令和7年12月19日（金）午後5時（必着）

### (3) 提出先

長野市環境部環境保全温暖化対策課（「11 提出先・問い合わせ先」参照）

## 7 企画提案書の作成要領

### (1) 形式

サイズはA4判とし、様式及びページ数は任意とする。

### (2) 企画提案内容

別紙「長野市電気自動車用急速充電器設置運営事業仕様書」を参考に、次の項目について記載すること。

#### ①電気自動車用急速充電器の仕様

- ・メーカー
- ・出力（kW）
- ・寸法（幅、高さ、奥行）

- ・利用料金体系
- ・認証、決済方法
- ・日産リーフ40kWhを20%→80%まで充電する場合の理論上の充電料金・充電時間

②電気自動車用急速充電器の管理体制

- ・利用者からの問い合わせ対応
- ・トラブル発生時の対応
- ・市での利用実績の把握の可否、方法
- ・保守点検の頻度、内容

③本業務と類似する事業の実績

④設置及び運用にあたっての提案者の強み、関連する実績等

(3) 提出方法

① 8 部印刷し、持参又は郵送により提出するとともに、電子メールに提出書類のデータを添付し「11 提出先・問い合わせ先」宛てに送信したうえ、着信確認の電話連絡をすること。ファイル容量が5MBを超える場合は、本市のファイル転送サービスを利用するので事前に連絡すること。

②ファイル形式は「PDF」とすること。

(4) 提出された企画提案書等の取り扱い

①提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

②提出された全ての書類は返却しない。

③提出後の差し替え、追加及び削除はできない。

④提出書類は、本プロポーザルの実施以外の目的には使用しない。

⑤提出書類の内容について不明な点等がある場合は、参加者に対し事務局から確認を行うことがある。確認した内容については、提案書の一部と見なすものとする。

⑥提出書類は原則として公表しない。ただし、長野市情報公開条例（平成13年条例第30号）に基づく公開請求があった場合は、提案者が事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を除き、この限りではない。

⑦提出書類は、本プロポーザルの実施に当たり必要な範囲において複製及び印刷することがある。

## 8 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

候補者は、「長野市電気自動車用急速充電器設置運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して選定する。

(2) 選定方法

選定委員会は、企画提案書の内容を総合的に評価し選定を行う。

①各評価者は、提案内容を評価ごとに評価し、「別表1」の評価基準に基づき採点する。

②企画提案書の各評価項目の配点は、「別表2」のとおりとする。

### ③合計得点の算出方法

ア 各評価者の各評価項目における採点による得点（「採点」×「配点」＝「得点」）を算出する。

イ 全評価項目の得点を合計して、当該提案者の得点を算出する。

ウ 上記イによる全評価者の得点を合計して合計得点を算出する。

### (3) 優先交渉権者の選定

最低基準点（最高得点の70%以上）を満たし、最も合計得点の高い者を選定対象事業者（優先交渉権者）として決定する。

各提案者には、参加申請書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで審査結果等を通知する。

### (4) 選定過程の非公開

選定委員会は非公開とする。

また、審査及び選定結果並びに当該内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

## 9 協定の締結

(1) 優先交渉権者として決定した者と設置に関する詳細や事業の実施に関して必要な協議を行い、協定を締結する。

(2) 優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は優先交渉権者の本プロポーザルにおける失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行う。

(3) 市は、協定締結後においても借受人（設置事業者）が本提案における欠格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、協定の解除ができるものとする。

(4) 協定の締結に要する費用は、借受人の負担とする。

## 10 その他

(1) 本プロポーザルに関する手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の作成等、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(3) 本プロポーザルの参加者は、不知又は内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。

(4) 次のいずれかに該当した者は、失格とする。

①第4の「応募の条件」を満たさない者

②提出書類に虚偽の記載をした者

③その他、本プロポーザルの実施に当たり、不正もしくは妨害行為を行い、又は公序良俗に反する行為を行った者

(5) 業務の遂行に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47

- 年法律第57号)ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。
- (6) 本要領に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、長野市財務規則(平成6年長野市規則第3号)、長野市契約規則(昭和60年長野市規則4号)及び長野市の指示によること。

## 11 提出先・問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市環境部環境保全温暖化対策課(長野市役所第二庁舎3階)

担当者: 村石、北村

電話: 026-224-7532(直通)

FAX: 026-224-5108

E-mail: kankyo@city.nagano.lg.jp

※連絡は、原則として電子メールを利用し、件名を「長野市EV充電器設置〇〇について」とすること。

別表 1 提案内容の評価基準

| 評価基準     | 採点 |
|----------|----|
| 非常に優れている | 5点 |
| 優れている    | 4点 |
| 標準的      | 3点 |
| 標準より劣る   | 2点 |
| 標準より劣る   | 1点 |

別表 2 評価項目の配点

| 評価項目         | 配点   |
|--------------|------|
| 1 業務経験及び業務実績 | 10点  |
| 2 充電器の仕様     | 20点  |
| 3 利用料金       | 30点  |
| 4 認証・決済方法    | 30点  |
| 5 管理・運営力     | 10点  |
| 合計           | 100点 |